平成２１年（フ）第９２０号
高知市鴨部上町９番46―５号
債務者　宮川　明美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　破産債権の届出期間　平成22年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６３号
山形市大字山寺490番地
債務者　武田香千代
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　孝樹
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９０３号
千葉県松戸市常盤平３丁目25番地　常盤平公団住宅３街区18棟104号
債務者　森崎　照子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　陽
4　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３２２号
東京都八王子市石川町611番地ルミエール立川Ａ201号
債務者　佐藤　和重
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真野　文惠
4　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３２３号
東京都八王子市石川町611番地ルミエール立川Ａ201号
債務者　佐藤美重子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真野　文惠
4　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３９７９号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷１丁目９―10　武藤方
債務者　豊岡　芳隆
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山光太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３号
横浜市旭区左近山1997番地の７　左近山団地２街区５棟501号
債務者　松尾　　敏
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中宗一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月20日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６号
東京都江東区平野４―13―７―501、住民票上の住所東京都台東区下谷３丁目１―28―701
債務者　松原　秀明
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　正行
4　破産債権の届出期間　平成22年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９０６号
千葉県流山市江戸川台西３丁目31番地の１　エステート江戸川台６―303
債務者　小澤　壽夫
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　純夫
4　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２０８号
千葉県市原市東五所35―２
債務者　井川　俊雄
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　正敏
4　破産債権の届出期間　平成22年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９号
千葉県市原市東五所35―２
債務者　井川　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　正敏
4　破産債権の届出期間　平成22年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０８号
神戸市西区天王山28番地の３
債務者　吉川　諄一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　　真
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０９号
神戸市西区天王山28番地の３
債務者　吉川　満江
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　　真
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８１号
兵庫県姫路市船津町1499番地
債務者　炭谷　清剛
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月13日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部